

令和7年国勢調査
マンション等の管理員、管理会社、管理組合の皆様へのお願い

岩手県ふるさと振興部調査統計課

平素、総務省統計局の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局においては、本年から、集合住宅に対する調査の実施の広報や調査員の募集についての広報などを行うこととしております。

また、岩手県においても、県内各市町村と連携して広報活動に取り組んでまいります。

つきましては、以下の事項について、市町村から依頼があった際には、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1 マンションの居住世帯数の確認等（令和6年6月～令和7年9月頃）

国勢調査を円滑に実施するため、調査の前年（令和6年）に調査員の担当する区域（調査区）を市町村が設定し、調査実施までに必要に応じて見直しを行います。

調査区の設定に当たり、市町村職員がマンションの居住世帯数を確認するため、エントランスホールの集合郵便受けを数えたり、直接お問合せしたりすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

2 マンションの居住者、管理員等からの国勢調査員の推薦（令和6年8月～令和7年7月頃）

マンション等の集合住宅における調査を円滑に実施するため、市町村から調査員の推薦をお願いする場合があります。その際には、居住者、管理員等から調査員を推薦いただきますよう、御協力をお願いします。

なお、マンションを管理する会社等が、市町村との契約により調査員の事務を請け負うことも可能です。

3 マンション内の掲示板へのポスターの掲示（令和6年8月下旬～令和7年10月頃）

マンションの居住者の方々に国勢調査を実施することの事前周知を図るため、市町村職員が掲示板やエレベーターに広報用ポスターの掲示をお願いすることがあります。御理解と御協力ををお願いします。

※統計法（抄）

第30条 行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

【連絡先】生活統計担当 大堀
電話：019-629-5302